

3) 振動

「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)」に基づく規制基準などを表 2.2.7.2-6～表 2.2.7.2-8 に示す。

五木村及び相良村には、「特定工場等において発生する振動の規制基準」、「特定建設作業に係る振動の規制基準」及び「道路交通振動の限度」の地域の指定はない。

表 2.2.7.2-6 特定工場等において発生する振動の規制基準

	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

注)1.第1種区域及び第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

・第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

・第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2.出典:「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準(昭和 53 年熊本県告示第 269 号)」

表 2.2.7.2-7 特定建設作業に係る振動の規制基準

特定建設作業	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)	鋼球を使用して建造物その他の工作物破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
地域の区分	又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)			
規制種別	くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)			
基準値	1号・2号	75 デシベル		
作業時刻	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと		
	2号	午後 10 時～午前6時の時間内でないこと		
	1号	10 時間/日		

最大作業時間	2号	14 時間／日
最大作業日数	1号	連続6日
	2号	連続6日
作業禁止日	1号・2号	日曜日および休日

注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 基準値を越えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を最大作業時間に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は、命令できる。

3. 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

4. 地域区分の1号(第1号区域)とは、指定地域のうちで次に該当する区域である。

(1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

(2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(3) 住民の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 「学校教育法」第1条に規定する学校、「児童福祉法」第7条に規定する保育所、「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」第2条第1項に規定する図書館並びに「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m区域内

地域区分の2号(第2号区域)とは、指定地域のうち、前記に挙げる区域以外の区域である。

5. 出典:「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)」、「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分(昭和 53 年熊本県告示第 270 号)

表 2.2.7.2-8 道路交通振動の限度

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分		
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 1. 基準値は道路の敷地の境界線での値

2. 区域の区分及び昼間と夜間の時間区分は表 2.2.7.2-6 に示す内容と同じである。

3. 出典:「振動規制法施行規則」、「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分(昭和 53 年熊本県告示第 271 号)」